

旧〔令和元年6月24日まで〕

防火地域内の建築物〔法61条〕

(法61条本文前段)

階数 ≥ 3 又は 延べ面積 $>100\text{m}^2$ の建築物(棟)

耐火建築物

(法61条本文後段)

階数 ≤ 2 かつ 延べ面積 $\leq 100\text{m}^2$ の建築物(棟)

耐火建築物
又は
準耐火建築物

(法61条ただし書き)

一号 延べ面積 $\leq 50\text{m}^2$ かつ 平屋建て かつ 附属建築物 かつ 外壁・軒裏が防火構造

二号 卸売市場上屋・機械製作工場 かつ 主要構造部が不燃材料

三号 門・塀 $>2\text{m}$ かつ 不燃材料で造り又は覆う

四号 門・塀 $\leq 2\text{m}$

規制なし

準防火地域内の建築物〔法62条〕

(法62条1項本文前段)

階数(地階を除く) ≥ 4 又は 延べ面積 $>1,500\text{m}^2$ の建築物(棟)

耐火建築物

(法62条1項本文中段)

$500\text{m}^2 <$ 延べ面積 $\leq 1,500\text{m}^2$ の建築物(棟)

耐火建築物
又は
準耐火建築物

(法62条1項本文後段)

階数(地階を除く) $= 3$ の建築物(棟)

耐火建築物
又は
準耐火建築物
又は
開口規制等
(令136条の2)

(法62条1項ただし書き)

法61条二号 卸売市場上屋・機械製作工場 かつ 主要構造部が不燃材料

規制なし

(法62条2項)

木造建築物等(※)

外壁・軒裏を
防火構造
(延焼ライン内)

木造建築物等(※)に附属する門・塀 $\geq 2\text{m}$

不燃材料で造
り又は覆う
(延焼ライン内)

(※)木造建築物等 : 法23条に規定(自重・積載荷重を支える柱・梁等が可燃材料のもの)